

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条の規定の施行の前日に兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号）第13条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手続については、なお従前の例による。